

# 農業振興地域制度の概要

## 1 農業振興地域

市では、優良農地を確保し、農業振興施策を計画的に推進するため、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき、尾道農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）を策定しています。

この計画は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、かつ、地域農業者、農業協同組合、土地改良区など関係団体との調整を経て、長期的観点から農業を振興するためのマスタープランです。

農業振興地域制度では、県が市と協議し、農業と農業以外との土地利用の調整を図り、おおむね10年以上の長期わたって農業の振興を図るべき地域を「農業振興地域」に指定します。

なお、「農業振興地域」は、都市計画法に基づく市街化区域や用途区域などと重複して指定できません。

### ※農業振興地域整備計画（農振計画）

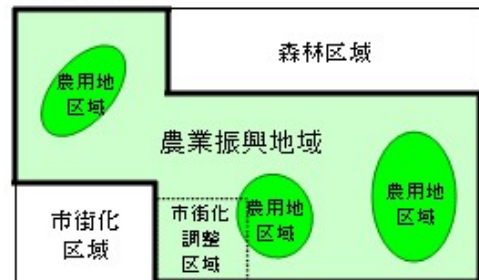
農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域にある市町が、自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一体的に定めたもので、策定に当たっては、県が策定した農業振興地域整備計画基本方針に適合するとともに、国土総合開発計画等との調和が保たれたものとなっています。

## 2 農業振興地域と農用地区域

「農業振興地域」の指定を受けた市は、農振計画により農業振興地域内で特に農業振興を図っていく土地を『農用地区域』とし、当該区域に対し公共投資その他の農業振興に必要な施策を計画的かつ集中的に実施することにより、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ります。

なお、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき地域であることから、「農業振興地域」・『農用地区域』の指定を行うことが適当とされています。

【尾道市】



## 3 農用地区域に定める土地

農用地区域には次のような農用地を設定します。

- (1) 集団的に存在する農用地で10ha以上のもの
- (2) 土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- (3) 上記(1)又は(2)に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- (4) 2ヘクタール以上又は上記(1)及び(2)の土地に隣接する農業用施設用地
- (5) 農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要と認められる土地